

平成29年度「新しい東北」復興・創生顕彰 募集要項

平成29年8月28日
復興庁

1. 顕彰の趣旨

復興庁では、震災復興を契機として、原状復帰にとどまらず、震災前から被災地が抱えてきた課題(人口減少、高齢化、産業の空洞化等)を克服し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」を創造すべく、民間の人材・ノウハウ等を最大限活用しながら、様々な取り組みを進めております。本顕彰は、東日本大震災の発災から5年が経過し、復興・創生期間に入ったことを機に、被災地で進む「新しい東北」の実現に向けた取り組みについて、大きな貢献をされている個人及び団体を顕彰することにより、こうした個人・団体の活動を広く情報発信するとともに、被災地内外への普及・展開を促進することを目指し、平成28年度から実施しています。

2. 顕彰対象

本顕彰の対象となるのは、直近の一年間(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)において、以下に該当する個人又は団体とします。ただし、地方公共団体及びその職員は対象外といたします。

「新しい東北」の実現に向けて、被災地の地域課題(人口減少、高齢化、産業の空洞化等)を解決する取り組み(※)を行っている又は当該取り組みを支援・調整している個人又は団体であって、特に顕著な功績を上げているもの

※施設整備等のいわゆるハード面の取り組みは対象外とします。

3. 選定基準

「2. 顕彰対象」に該当する個人又は団体の中から、次のような観点を踏まえ、総合的に選定します。

- ・ 取り組みの実効性
地域課題の解決に向けて実効的な取り組みであること
- ・ 取り組みの普及・展開の可能性
取り組みの内容が、類似の課題を抱えた他地域の参考となるものであること
- ・ 取り組みの持続性
自治体、地域の住民、企業、NPO等地域の幅広い関係者と協働した実施体制が構築されているなど、将来にわたり、地域で持続的に実施することが可能な取り組みであること
- ・ 取り組みにおいて、当該個人又は団体が果たした役割の重要性
取り組みを進めるに当たって、当該個人又は団体が中心的役割を果たしていること

4. 顕彰件数

個人、団体合わせて10件程度とします。

5. 顕彰内容

盾(予定)を授与します。また、今後の「新しい東北」の実現に向けた活動の中で復興庁から取り組み内容等について紹介します。

6. 選定方法

第一次選定を事務局で行った後、第二次選定を選定委員が行い、被顕彰者を決定いたします。

なお、原則として、提出書類により選定しますが、必要に応じて電話等で内容の確認をさせていただく場合があります。

被顕彰者には、平成30年2月上旬までに、応募いただいたメールアドレス等に御連絡する予定です。

7. 応募方法

各部門ともに、自薦又は他薦で応募を受け付けます。他薦の場合は、あらかじめ推薦する個人又は団体の同意を得るものとします。応募は、専用のウェブサイト内の応募フォーム(<https://newtohoku.secure.force.com/kenshou/>)よりお願いいたします。

なお、応募に当たっては、事業報告書、パンフレット等、候補者・団体の活動状況が把握できる資料を併せて御提出をお願いします(応募フォームより関連URLを登録いただくか、関連資料を郵送いただきます)。

8. 応募期間

平成29年10月1日(日)9時00分～11月30日(木)23時59分

(活動状況が把握できる資料を郵送する場合は11月30日(木)18時までに事務局必着のこと)

9. 結果発表

選定結果については、平成30年2月上旬に公表予定です。

顕彰式典は平成30年2月に開催予定の「新しい東北」交流会において実施予定です。

10. 問い合わせ先・資料送付先

「新しい東北」復興・創生顕彰運営事務局(株式会社毎日企画サービス内)

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 5階

TEL: 03-6265-6815 FAX: 03-6265-6837 メールアドレス: tohoku@mainichi-ks.co.jp